

新規・継続	継続	事業コード 5 - 2 - 3 - ①	事業名 鎌倉市まちづくり条例等の見直し			
所管課	まちづくり政策 部	まちづくり政策 課	関連課	都市調整課、土地利用調整課		
事業目標	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため、鎌倉市まちづくり条例および鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例の体系的な整理を行うとともに、まちづくり制度の総体的な見直しを行います。					
特記事項						
事業工程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費推計(千円)
	条例の見直し (総体的な課題) 運用	運用	条例改正 運用	運用	運用	政策 4,065 経常 2,670 合計 6,735
	1,131	1,200	1,149			3,480
事業実績	まちづくり条例等の改正に向けた課題の抽出 携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例制定	まちづくり条例等の見直しに向けた「改正骨子」の公表	まちづくり条例の改正、開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正、特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の制定			
決算額(千円)	789	715	405			1,909
具体的(数値)目標	まちづくり条例や開発事業等における手続及び基準等に関する条例等の体系的な整理や総体的な見直しを行います。					
達成率	60%	70%	90%			
協働の相手方	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 自治・町内会 <input checked="" type="checkbox"/> その他(まちづくり市民団体)					
事業履歴備考			予:事業工程変更			
事業実績(詳細)						
平成21年度	まちづくり条例や開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正に向け、市民からの要望や市議会での質問、市内で起きている事例等をもとに課題を抽出しました。また、携帯電話等中継基地局の設置に伴う住民との紛争が生じている実態に鑑み、携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例を市民やまちづくり審議会の意見を聴きながら、平成22年3月に制定しました。					
平成22年度	まちづくり条例や開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正に向け、市民からの要望や市議会での質問、市内で起きている事例等をもとに抽出された課題の対応策を検討し、見直しに向けた「改正骨子」を公表するとともに、市民等に向けて意見を公募しました。					
平成23年度	まちづくり条例や開発事業等における手続及び基準等に関する条例の改正に向けて、平成22年11月に公表した「改正骨子」に対して寄せられた意見及びまちづくり審議会からの意見を踏まえた「改正大綱」によるパブリックコメントを経て、まちづくり条例及び開発事業等における手続及び基準等に関する条例を改正し、特定土地利用における手続及び基準等に関する条例を制定しました。					
平成24年度						
平成25年度						